



やまなし

案 内

- ◇ 通常総会開催 ◇ 連合会通常総会と政治連盟定期大会 ◇ 業務研修会開催
- ◇ 社会保険算定基礎届業務研修会開催 ◇ がん疾患等の就労支援相談所
- ◇ 山梨 SIR 経営労務センター通常総会開催 ◇ 行政等から ◇ 社労士会無料相談会集計結果報告
- ◇ 事務局により ◇ 関東甲信越地域協議会春季定例会議報告 ◇ つれづれ
- ◇ 電子推進促進委員会 ◇ 夏季休日のお知らせ ◇ 今後の予定 ◇ 会員の動き

発行 山梨県社会保険労務士会
 山梨県甲府市酒折 1-1-11
 日星ビル 2F
 TEL (055) 244-6064
 FAX (055) 244-6065
<http://www.y-sr.com>
 発行人 石原 嘉彦



「富士山と忠霊塔」

平成28年度 通常総会開催される

5月25日、午後1時30分より、平成28年度通常総会がベルクラシック甲府において開催された。

総会は甲府支部の齊藤武会員の司会進行により辻副会長の開会の言葉により開始され、石原会長の挨拶に続き来賓からの祝辞を頂いた。全国社会保険労務士会連合会の大西会長からは「一億総活躍社会」の内容のほとんどは社労士が関係するものであること、またILOが日本の労務管理に関心を寄せており、今後国際化が予想されること、そしてこのように社労士の活躍の場が広まれば広まるほど倫理観が問われることなどが語られた。

その後、巨摩支部の小泉雅史会員が議長に選出され、執行部から出席会員数が総会員数の2分の1以上（総会員数178名に対し、出席44名、委任状41名、議決権行使60



名の計145名)であり、本総会は有効であることの報告があり、議事に入った。

第1号議案から第6号議案まで順次審議が行われ、第5号議案「平成28年度一般会計収入支出予算書(案)審議に関する件」では予算額の設定に関する提案に対し執行部から回答がなされ、全議案が原案通り可決承認された。

その後、通常総会式典が行われ、会長挨拶に続いて新規入会者の紹介、来賓祝辞、祝電披露などが行われた。式典終了後には交流会が実施され、大西連合会会長をはじめ式典の来賓を交え多くの会員が交流を深め、有意義な時間を過ごした。



平成 28 年度 連合会通常総会と政治連盟定期大会が開催

6 月 30 日(木)、平成 28 年度全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)通常総会と全国社会保険労務士政治連盟(以下「全国政連」という。)定期大会が、パレスホテル東京(東京都千代田区)を会場に開催された。

全国政連定期大会は、開会の辞(午前 10 時 30 分)に始まり、資格審査委員会及び議事運営委員会の各委員が選出され、それぞれ委員会が設置された。続く堀谷義明全国政連会長の挨拶の後、議長・副議長を選任し、次いで議事録署名人が選出された。代議員数の確認報告においては、出席代議数 80 名、大会が適正に成立している旨報告された。

議事は、第 1 号議案 平成 27 年度事業報告承認に関する件、第 2 号議案 平成 27 年度決算報告承認に関する件は一括上程され提案報告及び監査報告を経て質疑応答後、原案通り承認され、第 3 号議案 平成 28 年度運動報告方針審議に関する件、第 4 号議案 平成 28 年度収入収支予算案審議に関する件の一括上程があった後、質疑が行われいずれも原案通り承認された。

報告事項として、社労士会制度の現状と第 24 回参議院議員通常選挙についての説明があり、大西健造顧問(連合会会長)の挨拶後、閉会の辞をもって定刻に終了した。

連合会通常総会は、午後 1 時 30 分に開会された。大西会長の挨拶の後、議長・副議長並びに議事録署名人が選任され、議事運営委員会等の設置と委員の選出の後、代議員数の確認報告が行われた。代議員総数 200 名のうち、出席者 194 名、委任状提出者 4 名、計 198 名が出席した。

議事は、第 1 号議案 平成 27 年度事業報告承認に関する

件、第 2 号議案 平成 27 年度決算報告及び特別会計(社会保険労務士会館、社会保険労務士制度、紛争解決手続代理業務試験、街角年金相談センター、多様な正社員及び無期転換ルールへの対応に係る支援等事業)決算報告承認に関する件は一括上程され、監査報告を経て質疑応答後、原案通り承認され、第 3 号議案 平成 28 年度事業計画案審議に関する件、第 4 号議案 平成 28 年度収入収支予算案及び特別会計収入支出予算案審議に関する件の一括上程があった。

平成 28 年度事業計画において、社労士制度の充実として、平成 26 年に実施した社労士ニーズ調査をもとに社労士の将来像・事業展開の方向性を展望しながら、全国で活躍する社労士をサポートする体制を整え、社労士制度の飛躍的発展を目指すこと。業務拡大としては、これまで推進してきた「5つの柱(業域拡大・社会貢献事業・業域保全・広報活動・国際化事業)」の事業を重点事項として取組み、社労士制度推進閃絡室を中心に情報収集を進め、タイムリーな情報発信ができるよう、一層の取り組みを進めること。更にマイナンバー制度の対応にともなう社労士の新たなビジネスモデルの創出と共に情報セキュリティ体制の強化や国家資格者としての信用を失墜するような行為及び不適切な情報発信をする社労士に対する指導監督を強化するとともに、社労士の職業倫理、品位保持の徹底を図ること等の案が示された後、質疑が行われいずれも原案通り承認された。

最後に来賓として、渡嘉敷奈緒美厚生労働副大臣の祝辞があり、午後 5 時 15 分閉会の辞をもって終了した。

業務研修会開催 (労働保険年度更新)

5 月 27 日、午後 1 時 30 分より甲府市総合市民会館にて労働保険年度更新研修が行われた。

まず初めに山梨労働局労働保険徴収室労働保険適用指導官 菊池明美様から年度更新について、注意点や変更点など詳細な説明をいただいた。

続いては「女性活躍推進法及び助成金について」「助成金及び企業の人材確保について」「キャリアアップ助成金について」と題し、いずれも山梨労働局の担当者から説明が行われた。数ある助成金を活用していくには、まずはその内容の理解が重要であることを改めて感じる事となった。最後に「『ユースエール認定企業』認定制度について」

と題し、同じく山梨労働局より説明があった。これは昨年 10 月からスタートした新しい制度であるため認定企業が多くはなく、ぜひ積極的に申請を検討してほしいとの紹介であった。

以上盛りだくさんの研修は午後 4 時にすべての講義が終了した。



社会保険算定基礎届業務研修会開催

6月24日午後1時30分から、平成28年度社会保険算定基礎に関する業務研修会が県立青少年センター多目的ホールにおいて開催され、会員及び会員事務所職員等76名が参加した。講師には昨年度に引き続き、日本年金機構甲府年金事務所厚生年金適用調査課長 依田康弘氏をお招きした。

研修会は冒頭の石原嘉彦会長の挨拶に始まり、続く講義では、平成28年度算定基礎届関係留意事項として、1. 発送関係 2. 作成上の留意点 3. 提出時の注意点 4. 決定通知書送付までの目安 5. 社会保険労務士受託事業所の郵送提出分に係る提出期限 6. 算定基礎届の決定通知書を社会保険労務士宛てに別送する場合など、多岐に渡って詳細な



説明をいただいた。

併せて短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大に関して、特定適用事業所の要件・短時間労働者の要件についての説明があり、続いて平成28年10月より稼働することとなる東京・山梨事務センター広域集約化に伴う山梨県内の事務処理変更点の概要（厚生適用関係）についての説明がなされた。

事務センターの広域集約化については、①届出の直送先が変更（現・東京事務センターの住所地）となること ②適用関係事務処理に要する時間が増加（保険料〆切の受付及び保険証発行までの日付に影響）すること ③別送同意書の取得・提出後に別送登録を行い、決定通知書及び届出控等別送へ送付（別送同意がなく返信用封筒が添付された場合、届出控のみを返信）すること ④電話等による届出の個別処理が原則不可能になることなどの説明があった。また、会員からの質疑についても真摯に対応していただき、予定時間を延長する充実した研修となった。

がん患者等の就労支援相談所の開設にあたって

相談所につきましては、7月の理事会で社労士の事業活動の一環として、運営することが承認されました。

我が国は二人に一人が「がん」に罹る時代になり、一年間に、おおよそ85万人が新たに「がん」と診断されています（2011年調べ）。

一方、がんの治療方法・診断技術も進歩して、生存率が高くなり、働きながら治療している患者も32.5万人（2010年推計）に上がっています。

しかしながら、その支援体制は十分でなく、多くのがん患者は発症に伴い、退職や転職を余儀なくされています。

国もこうした状況を「新たな社会問題として位置づけ」、第二次がん対策推進基本計画において、拠点病院の相談支

援センターに平成26年から社労士などの就労専門家を配置することにしました。（山梨県未実施）

現在、本会は、肝炎対策基本法に基づく、肝炎患者の就労支援事業が、平成26年度より実施され、山梨大学医学部付属病院が拠点病院に指定されたのを機に、その肝炎患者就労支援相談業務を大学から依頼され、支援活動に取り組んでいます。

当相談所はこうした実績を基本にして、患者、医療機関及び企業が「どの様な問題を抱えており、どの様な支援が可能か」を社労士の実務を通じて蓄積された知見（社労士ミックス）を活用して、がん患者・肝炎患者などの就労支援に尽力したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

山梨SR経営労務センター 平成28年度通常総会行われる

山梨SR経営労務センターの平成28年度通常総会が、6月21日にリバース和戸で委任状を含め40名の出席で行われました。来賓として挨拶に立った石原嘉彦会長は、労働保険事務組合であるSRの組織は全国で未だ5県で設立されていない中で山梨は小さい組織ながら加入者を増やし頑張っていること、熊本の大规模災害に当たり全国の社労士会とSRが共同で支援を行ったことなどについて話されました。

総会では、平成27年度の事業報告と収入支出の決算、平成28年度の事業計画と収入支出の予算が承認されました。また定款の改正として、会員の資格について、会員は

山梨県社会保険労務士会所属の社労士であること、準会員は山梨県内及び隣接都県で事業を行なっていて社労士法第2条第1項第1号から第1号の3の事務を会員に委託している事業主であること、山梨県社会保険労務士会の会員でなくなったときは退会とすること、と変更することが承認されました。引き続き事務処理規約の改正について、特定個人情報保護法の施行に伴い厚生労働省より特定個人情報の保護の徹底をする旨の規定を規約に明文化するよう指示を受けたため、新たな章を起し条文を追加することについて提案され承認されました。

行政等から

労働局からのお知らせ

雇用環境・均等室

(055) 225-2851

やまなし「働き方改革」 共同宣言の発表について

働き方改革の実現に向けた取組を強化し、労使団体と行政機関とが協働して働き方の見直しを進めるため、やまなし「働き方改革」共同宣言を平成28年3月29日、山梨県知事、山梨県経営者協会、山梨県商工会議所連合会、山梨県商工会連合会、山梨県中小企業団中央会、山梨労働局により署名式を行いました。

共同宣言では、さらに、地方公共団体、団体等と連携をしながら、各企業に対して「働き方改革」についての意識啓発を行うこととしておりましたが、このたび、県都甲府市の御賛同をいただき、各市町村のご賛同をいただいております。

「働き方改革」は、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な正社員制度の導入などにより推進し、女性の活躍推進、仕事と生活の調和、労働者の健康確保などに資するものです。

この「働き方改革」の一環として夏の夕方の時間の有効活用する「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」の展開の時期ともなりましたので、あわせて検討いただけるようご協力願います。

「働き方改革」の取組については、働き方・休み方ポータルサイトを御参照ください。取組についての総合的なお問合せ、助成金の活用など、雇用環境・均等室にご連絡いただければ専門のコンサルタント、指導員、相談員が対応いたします。

お問合せは

山梨労働局雇用環境・均等室

TEL (055) 225-2851 (取組)

2859 (助成金)

健康安全課

(055) 225-2855

山梨労働局では、「STOP！転倒災害プロジェクト」に取り組んでいます！

山梨県内の休業4日以上死傷者数は、平成20年以降、「転倒災害」がトップを占める状況が続いており、平成26年には、全災害中で占める割合が28.3%と過去最高となりました。

平成27年1月から、

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」

に取り組んだこと等により、平成27年の全死傷者数755人のうち、転倒災害によるものが166人（22.0%）と減少し

たものの、依然として最も多く発生したところです。

全国的にも、全死傷災害の中で「転倒災害」が最も件数が多いことから、転倒災害のより一層の減少を図るため、今後、当該プロジェクトに期限を設けず、「STOP！転倒災害プロジェクト」として継続的に展開していきます。

転倒災害防止対策のポイント

- ▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。
できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 (あせがないぬぐるときはと 滑らぬいて)	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

ストレスチェック制度の導入は お済みですか？

平成27年12月1日から、常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが義務（労働者50人未満は努力義務）になりました。平成28年11月30日までに1回目のストレスチェックを実施しましょう。※本制度の詳細は、山梨労働局ホームページへ掲載（一部厚生労働省ホームページへリンク）しています。

(http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzeneisei/hourei_seido/stresscheck.html)

※また、ストレスチェックの受検、結果の出力等を簡便に実施できる事業者向けプログラムが無料配布されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>（厚生労働省ホームページ）

化学物質のリスクアセスメントが義務化 されました（平成28年6月1日施行）

業種・規模にかかわらず、対象となる化学物質を製造・取り扱う全ての事業場が対象です。対象となる化学物質は安全データシート（SDS）の交付義務がある640物質です。

●化学物質のリスクアセスメントとは

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。化学物質のリスクアセスメントの基本的な考え方や進め方は、一般的な作業や設備のリスクアセスメントと共通ですが、化学物質の危険性や有害性について考慮する必要があります。

リスクアセスメントのやり方については、以下のサイトの「パンフレット等」で詳細をご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094015.html>

厚生労働省 ラベル リスクアセスメント

検索



行政等から

労働保険徴収室

(055) 225-2852

**労働保険の未手続事業
一掃対策に御協力を！**

労働保険（労災保険・雇用保険）制度は、昭和50年に全面適用となってから既に40年余りを経過し、その間に適用事業場数は着実に増加し、平成20年度末現在では約296万事業に達していますが、現在においても相当数の未手続事業が存在しているとみられます。

このことは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題であることから、山梨労働局では、労働保険の「未手続事業一掃対策」に積極的に取り組み、未手続事業の解消を図るとともに労働保険制度の周知・啓発活動を行っています。

未手続事業の解消については、的確な把握、訪問による手続き指導を行うほか、自主的に保険関係の成立（加入）手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続きを行うこととします。

会員各位の皆様におかれましては、労働保険制度へのなお一層の御理解をいただき、周知・広報に御協力をお願いいたします。

また、成立手続きに応じようとしめない事業主を把握した場合には、当室（055-225-2852）あて情報提供をお願いするとともに、労働保険の御相談・お問い合わせは、当室または最寄りの労働基準監督署、ハローワークに気軽にお尋ねください。

職業安定課

(055) 225-2857

**若者の採用・育成に積極的に雇用管理の
優良な中小企業を応援します！**

若者の採用・育成に積極的に、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

ユースエール認定企業になると、ハローワークで重点的PRや面接会への積極的なご案内のほか、各種支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。詳細につきましては、労働局またはハローワークへお問い合わせください。



〈認定マーク〉

全国健康保険協会（協会けんぽ）からのお知らせ

(055) 220-7750

**被扶養者状況リストの
提出はお済みですか？**

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しています。

平成28年6月中旬よりお送りしている「被扶養者状況リスト」により、被扶養者資格を確認していただき、返信用封筒にて被扶養者状況リストを返送していただいております。

提出期限は平成28年8月1日となっています。

この再確認は、保険料の負担軽減につながる大変重要な事務ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

日本年金機構からのお知らせ

(055) 252-1431

算定基礎届の提出はお早めに

算定基礎届の7月中の提出にご協力をお願いいたします。今年の最終期限は8月5日（金）（郵送）です。

なお、決定通知書の社会保険労務士事務所あて送付をご希望の場合は、切手を貼付した返信用封筒を1事業所毎に1枚ご提出ください。返信用封筒がない場合、決定通知書は事業主様宛に送付となりますのでご留意願います。

定時決定調査を行います

今年度も、甲府・竜王・大月の各年金事務所管内で社会保険労務士が受託されている事業所の一部について、賃金台帳等の帳簿確認（定時決定時調査）を行います。該当の事業所様には、6月中旬にお知らせしてありますが、事業主様ともども同調査へのご協力をお願いいたします。

**山梨事務センターと
東京事務センターを統合します**

日本年金機構における各種届書等の審査・入力・決定事務等は、現在各都道府県事務センター（または広域事務センター）で行っていますが、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、山梨事務センターと東京事務センターを統合し、**東京広域事務センター**とすることとなりました。

【統合後の名称・所在地】

名称：**東京広域事務センター**

所在地：**【厚生年金適用関係】**

〒135-8071 東京都江東区有明3-6-11

TFTビル東館7・8・9階

【統合される事務センター】

下記の事務センターは、統合され**東京広域事務センター**となります。

山梨事務センター 東京事務センター

【統合日】平成28年10月1日（業務開始日）

行政等から

各種届書等の送付について

現在、山梨事務センターへ送付いただいている各種届書等については、平成 28 年 10 月 1 日以降は、東京広域事務センターへ郵送してください。
※郵送先は、〒135-8071 東京広域事務センターとお書きいただければ届きます。

※東京広域事務センターは、現在の事務センターと同じく郵送受付及び提出済書類の不備返戻にかかる対応のみとなり、来訪や電話による受付・相談窓口の設置はございません。ご相談及びお問い合わせは管轄の年金事務所までお願いします。

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ
(055) 242-3723

高年齢者雇用安定助成金の改正

高年齢者雇用安定助成金は、下線の箇所について内容の拡充と新設が行われ、平成 28 年 4 月 1 日以降に環境整備計画書を提出された事業主に適用されます。

(1) 高年齢者活用促進コース【内容の拡充】

●高年齢者活用促進の措置

- ①新分野への進出等 ②機械設備の導入等
③高年齢者の雇用管理制度の導入等

④健康管理制度の導入【当該措置を新たに追加】

人間ドック又は生活習慣病予防検診制度を導入した場合、コンサルタントへの依頼等に要した費用について 30 万円を要したものとみなします。(制度を就業規則等に規定する必要があります。)

⑤定年の引上げ等【100 万円のみなし費用の対象となる措置における年齢の引下げ】

※次のいずれかの措置を講じた場合に 100 万円のみなし費用の対象となります。

- ・66 歳以上への定年の引上げ ・定年の定め廃止
・65 歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を 66 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

●助成額

①～⑤に係る環境整備計画の実施に要した費用の額の 2/3 (中小企業以外 1/2)

※60 歳以上の雇用者 1 人当たり 20 万円上限 (上限 1,000 万円)

※ただし、以下のいずれかの事業主の場合は 60 歳以上の雇用者 1 人当たり 30 万円上限

- a 建設・製造・医療・保育・介護の分野に係る事業を営む事業主
b 65 歳以上の高年齢者 (高年齢継続被保険者) の雇用割合が 4%以上の事業所
c 高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備の導入等」を実施した事業主)

(2) 高年齢者無期雇用転換コース【新設】

●助成内容

50 歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用

に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。(制度を就業規則等に規定する必要があります。)

●助成額

対象者 1 人につき 50 万円 (中小企業以外は 1 人につき 40 万円) ただし、1 支給申請年度あたりの上限は 10 人とします。

第 36 回山梨県障害者技能競技大会 (アビリンピックやまなし 2016)



アビリンピックやまなし 2016

出場選手及び大会ボランティア団体を募集しています!

一般来場 (見学) も大歓迎です!!

【日時】平成 28 年 10 月 2 日(日) 午前 9 時～午後 4 時

*競技は午前中の予定です。

【会場】ポリテクセンター山梨 ((独) 高齡・障害・求職者雇用支援機構山梨支部)

甲府市中小河原町 403-1

【主催】独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構山梨支部、山梨県

【後援 (順不同)】山梨労働局、山梨県教育委員会、山梨県障害者福祉ふれあい会議、山梨県経営者協会、山梨県職業能力開発協会、山梨県技能士会連合会、NHK 甲府放送局、山梨日日新聞社・山梨放送、テレビ山梨、一般社団法人山梨県ビルメンテナンス協会

【参加受付等】選手募集のパンフレット及び参加申込書は以下の URL からダウンロードできます。

申込書の提出期限等につきましては、お問い合わせください。TEL 055-242-3723

http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/81_017.html (山梨県 HP)

http://www3.jeed.or.jp/yamanashi/poly/documents/abilympics2016.html (ポリテクセンター山梨 HP)



(会場周辺案内図)

【大会事務局】

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構山梨支部 高齡・障害者業務課

TEL: 055-242-3723

FAX: 055-242-3721

E-Mail: yamanashi-kosyo@jeed.or.jp

平成27年度 社労士会無料相談会集計結果報告

山梨県社会保険労務士会では、社会保険労務士による無料相談会を実施しています。

無料相談会は、社会保険労務士による社会貢献と社会保険労務士の業務活動内容の広報を目的としています。

会員の方々の無料相談会に対するご理解とご協力により、例年、多数の無料相談会が実施されております。

甲府支部・巨摩支部においては、毎月、定例で実施しています。郡内支部・峡東支部においては社労士推進月間を実施されます。県民の日や社労士推進月間にはイベントとして開催しております。

昨年の無料相談会実施状況は、以下の表のとおりです。

「年金に関する相談」が37%と一番多く、「労働に関する相談」が14%で二番に多い結果となりました。会場別にみると、甲府支部が全体の43%と最も多く、次に多いのは巨摩支部で34%でした。

今年度も、例年通り、無料相談会を実施していく予定ですので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



平成27年度 社労士会無料相談会集計結果報告

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
1	賃金に関すること	1	1	1	2	1	1	2	2	3	1	2	3	20	10%
2	年金に関すること	7	1	9	4	8	6	12	8	6	2	8	4	75	37%
3	健康保険に関すること	1	0	2	2	4	3	4	1	2	0	4	1	24	12%
4	雇用保険に関すること	2	0	2	4	3	0	2	0	1	0	3	0	17	8%
5	労災保険に関すること	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	5	2%
6	解雇に関すること	0	1	1	2	0	1	0	0	1	0	1	0	7	3%
7	労働に関すること	5	2	0	3	2	2	2	5	2	2	4	0	29	14%
8	その他	1	2	0	3	0	2	2	3	2	0	4	6	25	12%
9	項目計	18	7	15	20	19	15	24	20	18	5	27	14	202	100%
10	人数計	17	7	14	8	13	9	6	7	8	3	16	3	111	

※その他項目は、パワハラ、セクハラ、助成金、社労士業務等

(相談会場別件数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
1	甲府支部	7	3	6	15	12	12	2	6	6	3	15	0	87	43%
2	巨摩支部	6	4	9	5	7	3	6	4	8	2	9	6	69	34%
3	イベントの無料相談会	5	0	0	0	0	0	16	7	0	0	0	8	36	18%
4	総合労働相談	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	3	0	10	5%
5	項目計	18	7	15	20	19	15	24	20	18	5	27	14	202	100%

(イベント)

(郡内支部)

(社労士制度推進月間)
(県民の日)

(中小企業組合祭り)

事務局だより

◆ 理事会報告 ◆

平成 28 年 5 月度理事会

平成 28 年 5 月 7 日(土) 午後 1 時 30 分～

◆連合会、地域協議会その他の報告

- 1. 関東甲信越地域協議会春季定例会議
於：パレスホテル大宮 4 月 14 日(木)、4 月 15 日(金)
石原会長、望月副会長出席
- 2. 28 年度医療労務管理相談コーナー事業契約

総務部

- 1. 平成 28 年度通常総会準備状況の確認
- 2. 連合会通常総会代議員選出について
- 3. 関東甲信越事務局長会議
4 月 14 日(木) 於：パレスホテル大宮
畠山氏(事務局)出席
連合会事務局 早川事務局長から
・情報セキュリティ、苦情処理、特別研修連絡
・個人情報取扱における外部からの覗き見回避の
レイアウト(小規模事務所向け)の必要性。

経理部

通常総会で報告される監査報告の事前説明において次の 2 点の指摘があった。

- 1. 会員及び外部講師等に対する謝金、旅費等の支払基準の見直し。
- 2. 成果物、証憑(例：会葬御礼状)等添付の徹底。

教育・研修部

平成 28 年度社労士会セミナーについて
・活動予定表を 6 月 17 日までに連合会に提出。

調査・広報部

連合会、社労士会が作成した通年用ポスター、チラシ等を行政機関等の施設内に掲示してもらう(依頼文をつけて各支部長に持参をお願いする)。

ホームページ委員会

10 月(予定)のリニューアルに向けた原稿依頼。

渉外部

十士会(当番会：中小企業診断士協会)の事業計画等活動計画を報告。

総合労働相談所

平成 27 年度無料相談会集計結果について報告。

電子申請推進委員会

利用拡大への行政等の対応
・山梨労働局 …… 労働保険関係事務の利用拡大
・連合会 …… アンケート(月刊社労士 5 月号)

平成 28 年 6 月度理事会

平成 28 年 6 月 4 日(土) 午後 1 時 30 分～

◆報告事項

連合会、地域協議会その他の報告
・特別研修
受講者の減少及び運営経費削減のため研修会場の整理縮小を行う。

- ・会員の不適切な情報発信について
都道府県社労士会に対し、不適切な情報発信を発見した場合、連合会に報告するよう要請があった。
- ・熊本地震への義援金
連合会から 200 万円、SR サービスから 100 万円合計 300 万円を熊本県へ贈る

総務部

- ・社労士試験願書配布終了(5 月 31 日)
- ・事務局の夏休み
8 月 12 日(金)、15 日(月)及び 16 日(火)
(8 月 11 日(木)から 16 日(火)の 6 連休)
- ・行事の日程(確保)
新年互礼会 平成 29 年 1 月 20 日(金)
平成 29 年度通常総会 平成 29 年 5 月 25 日(木)

調査・広報

- ・無料相談受付票の様式を統一する。
- ・社労士制度推進月間活動予定表を提出した。

教育・研修部

社労士セミナー 10 月 28 日(金) 県立文学館

司法制度改革対策委員会

平成 28 年度特別研修の会場決定
・中央発信講義：山梨会場(甲府市)
10 月 1 日(土)、2 日(日)、8 日(土)、9 日(日)、15 日(土)の 5 日間
・グループ研修(3 日間)：東京会場
※最新情報は月刊社労士 6 月号(巻末)参照

平成 28 年 7 月度理事会

平成 28 年 7 月 1 日(金) 午後 3 時～

◆審議事項

- ・特別委員会の設置
「ガン患者等の就労支援相談所」設置を決定。
- ・会則第 62 条(会費の減免)の適用を議決
6 月 30 日付退会の会員が、長期にわたる病気療養のため社会保険労務士の業務を行うことができない時に当ると認め 4 月以降の会費免除を議決した。
- ・事業主からの健診データ提供に関する事業
協会けんぽからの協力依頼を受けることになった。
なお、対象は一部の会員に限定される。

◆報告事項

総務部

親睦旅行について
9 月 24 日(土)日帰り、参加者 1 名 3,000 円の補助を行う。
7 月中に案内する予定。

渉外部

中小企業の人事及び事業承継勉強会(仮称)懇親会
7 月 11 日(月) 18:00～ 山梨県弁護士会館

労働条件審査推進委員会

県内の社会福祉協議会 20 数か所に案内状送付。

学校プロジェクト

6 月 15 日(木) 中央高校(講話) AM13 名、PM2 名
7 月 14 日(木) 都留興譲館(模擬面接) 対象 74 名

平成28年度 関東甲信越地域協議会春季定例会議報告

平成28年4月14日(休)～15日(金)、当番地の埼玉県さいたま市大宮で開催された。当日は一都九県の正副会長ら91名が集合し、全国連の大西会長を招き、来賓として埼玉労働局長田畑氏、日本年金機構北関東・信越地域第一部長土子氏にご挨拶を頂いた後、大西連合会会長の連合会情勢報告後、会議を開催した。

協議事項

- ①茨城会一成年後見センターの運営事務負担について。
- ②栃木会一不正会員に対し、登録取消ができる法改正を望む。
- ③群馬会一社労士事務所の名称について。
- ④千葉会一社労士労働紛争解決センターについて。

- ⑤東京会一社労士法制定50周年記念事業の取組について。
 - ⑥神奈川県一委託社労士ブース増減は、日本年金機構が事前協議を行うよう連合会に要望する。
 - ⑦新潟会一各単会における医療労務コンサルタント事業の進捗状況について。
 - ⑧山梨会一地域協議会は適宜、情報を発信すると共に、必要に応じて各会の意見等の集約にも努められたい。
 - ⑨長野会一最近10年間の社労士事務所受託・関与率も変化なく33%前後で推移している。他県会は如何か。
- 以上が議案であるが、紙面の都合上協議内容は省略とする。
次期秋季定例会当番会、茨城会森田会長の挨拶で閉会した。
(担当副会長 望月久雄)

つれづれなるままに

第35回

中込晶子先生

今号は、甲府支部所属の中込晶子先生に執筆していただきました。さてさて、どんなお話しでしょう？

「肋骨骨折」

春先に、肋骨を三本骨折しました。正確にいうと、ぼっきり折れたのは1本、残り2本にはヒビが入っていました。某土曜日の朝、出かける準備で高いところのモノを取ろうと椅子に乗ったらそのまま転倒し、椅子の背もたれにあばらが刺さったのです。当時みていたドラマで肋骨を骨折した刑事が犯人と格闘していましたが、はっきり言います、絶対に無理です。まっすぐ立っているだけなら余り痛みはないのですが、ちょっとでも負荷がかかると激痛が走ります。肋骨骨折には治療法はなく、サポーターを巻く程度で安静にしているしかないようですが、まだ幼児を含む子供が3人いる私にとって安静は不可能に近いことでした。

一番怖いのはくしゃみ、咳です。くしゃみが出そうになる時は、無理やり鼻をつまんで抑え、咳が出そうになる時は急いで水を飲みました。また、椅子にもたれると起きら

れなくなるので常によい姿勢をキープしなければならず、夜寝る時は枕や布団を積み上げて斜めにして寝なければ痛くて眠れませんでした。そして、起きる時はベッドから転がり落ちるようにしないと起きられません。車を運転するのも苦労しました。カーブを曲がったりブレーキを踏んだりするのもおそろおそろ。シフトレバーをドライブやパーキングに痛くて入れられなかったので、発進する際や停車する際は子供にお願いすることもありました。(子供達は楽しそうでしたが…)



そして、特につらかったのは笑えないこと。骨折した日、病院でひとりレントゲンの順番を待っていると夫から電話があり、留守番している三女が祖母に「ママ、足三本折れたらしいよ!」と報告していた話を聞いた時は、笑いをこらえるのが本当につらかったです。

肋骨を骨折して3週間後、ようやく日常生活にも支障がなくなってきた頃、今度はぎっくり腰になり動けなくなったこともあり、健康で日常生活を送れるということは本当に幸せなことだと身に染みて感じるのです。

～次号は、甲府支部所属の松田朋子先生にバトンがつながります。お楽しみに!～

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
 - 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。
- 詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

電子申請推進委員会 からのお知らせ

社労士会は毎年 10 月、労働局に対して、厚生労働省令で定められた届出を電子申請で行う際、確認事項の照合省略ができるための申出を行います。
照合省略の申出を希望される方は事務局までお申し出ください。

※既に山梨労働局で認められている方については、再度の申し出の必要はありません。



事務局の 夏季休日のお知らせ

夏季休日

平成 28 年 8 月 12 日(金)
～ 8 月 16 日(火)

※なお、8 月 11 日(木)は「山の日」(国民の祝日)です。

表紙の写真説明

「富士山と忠霊塔」

忠霊塔は、近年、富士山が世界遺産に認定されてから、富士山の絶景スポットとして有名になりました。忠霊塔は、新倉山浅間公園の中の小高い山の上にあります。公園内は、急坂が続き、忠霊塔にたどりつくまでには、ゆっくりゆっくり歩いて息が切れ、汗が流れ出てきます。

私が、高校生だった頃、部活動の体力作りでよくこの急坂を走った(走らされた)のを思い出します。忠霊塔は、ただ、苦しい坂の先にある主でした。

それが今では、こんなに有名になり、世界中の人々が訪れ、愛される場所となりました。荘厳な富士山と、日本建築物の美しいたたずまいが完璧にマッチして、改めて眺めると、これは疑いなく、日本のすばらしい景色の一つです。(T・R)

今後の予定

- 8 月 12 日(金)～16 日(火) (11 日(木)は祝日)
事務局及び医療労務管理相談コーナー
夏季休暇
- 9 月 24 日(土) 県会親睦旅行
- 10 月 28 日(金) 社労士セミナー (県立文学館)

会員の動き (H28. 4. 1～H28. 6. 30)

退会

- H28. 6. 30 渡邊賢治 (勤務・甲府支部)
- 上山清照 (開業・巨摩支部)

変更

- 開業から勤務へ変更
- H28. 4. 14 谷川 明 (甲府支部)

事務所所在地の変更

- H28. 5. 20 中山治男 (甲府支部)
労務管理事務所 オフィス・ハル
甲府市丸の内 2-32-19 シーズガーデン 804 号

- H28. 6. 1 雨宮隆浩 (峡東支部)
雨宮労務管理事務所
甲州市塩山赤尾 455-17

個人会員 176 名 (内訳: 開業 140 名 法人の社員 4 名 勤務等 32 名)
法人会員 2 法人

編集後記

今期のメンバー(編集委員)で、会報の発行を担当することになってから、1 年が過ぎ、2 年目に入りました。

当初は、すべてが手探り状態でした。会報に載せるべき記事、原稿執筆の配分、会報発行までのスケジュール、印刷業者さんとの連絡方法など、すべてがわからないことばかりでした。

会長をはじめ、副会長・各部長等たくさんの方々に支えられ、編集委員どうして助け合い、新メンバーで、初めて会報(第 73 号)が発行できたときは、本当に嬉しかったです。

今期のメンバーでの会報発行は、残りあと 3 回となりました。残りあと 3 回、山梨県社会保険労務士会の活動内容を、会員の方々に十分に伝えることができるよう、頑張ります。(T・R)

編集委員 河内司郎 武井二三忠 竹谷理恵 星野智美
調査・広報部担当副会長 石原嘉彦